

2002年7月23日

新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続きに係る
パブリック・コンサルテーション資料

米国国際開発庁監察官制度について

メコン・ウォッチ 福田健治

監察官制度の概要

- ・ 監察官（Inspector General）制度は1978年に連邦監察官法（Inspector General Act）により設立。現在57の連邦政府機関に設置されている。
- ・ 目的は、（1）独立かつ客観的な監査・調査・検査の実施、（2）無駄・詐欺・権限乱用の防止と発見、（3）経済性・効果性・効率性の推進、（4）未決の立法・規制行為のレビュー、（5）各機関の長と議会への報告。
- ・ 監察官の任命には、（1）上院の承認の下、大統領が任命、大統領が解任、（2）機関の長官が任命・解任の2通りがある。高潔さ及び会計・法律・組織運営・行政・調査等の専門能力に基づいて選考。
- ・ 監察官は独立の組織。法律上当該機関の長官ないし副長官に属するが、長官・副長官は監察官の調査を妨げる権限なし。機関のあらゆる文書、長官へのアクセス権が確保され、調査内容とその報告を決定する権限。スタッフやコンサルタントを自由に雇用できる。機関の長官及び議会への報告義務。
- ・ 各機関の監察官による「President's Council on Integrity and Efficiency」が設置されている。

米国国際開発庁（USAID）の監察官

- ・ 上記の目的を達するために、1980年の対外援助法改正によって設立。大統領が任命。
- ・ 国際開発庁、米州財団・アフリカ開発財団のほか、海外民間投資公社（OPIC）の監査・調査を担当。
- ・ 監査・調査・管理の3部門からなる。各部門に一人の副監察官（Assistant Inspector General）、合計20名以上のスタッフ。ワシントンの本部のほか、海外6ヶ所に事務所を持つ。
- ・ 監査部門：国際開発庁の会計監査、プログラムや管理部門の業績監査。
- ・ 調査部門：国際開発庁の海外プログラムや運営に関する調査活動の指導、国際開発庁の世界中での活動に関する刑法・民事法・行政法上の違反の調査。
- ・ 無駄・詐欺・権限乱用に関するホットラインが設置されており、電話・E-mail・手紙による訴えを受け付け。匿名可。国際開発庁スタッフのほか、一般市民からの訴えも受け付け。無駄・詐欺・権限乱用のほか、管理ミス、国際開発庁職員・プログラム参加者による法律・規則違反に関する訴えを認めている。

活動の具体例（以下2001年10月～2002年3月の半期報告書から）

- ・ 総計5500万ドルの削減・返金を実現。
- ・ 談合が発覚し有罪とされ、5400万ドルの罰金を科された例。
- ・ コントラクターが値引きに応じたにも関わらず水増し請求をし、7万8000ドルの返金を実現した例。
- ・ 連邦政府によるコートジボアールへの制裁の実施監視し改善を勧告した例。
- ・ HIV/AIDSプログラムの業績監査。
- ・ 連邦プログラム情報法違反が問われた例。